

白山国立公園における白山生態系維持回復事業計画の概要

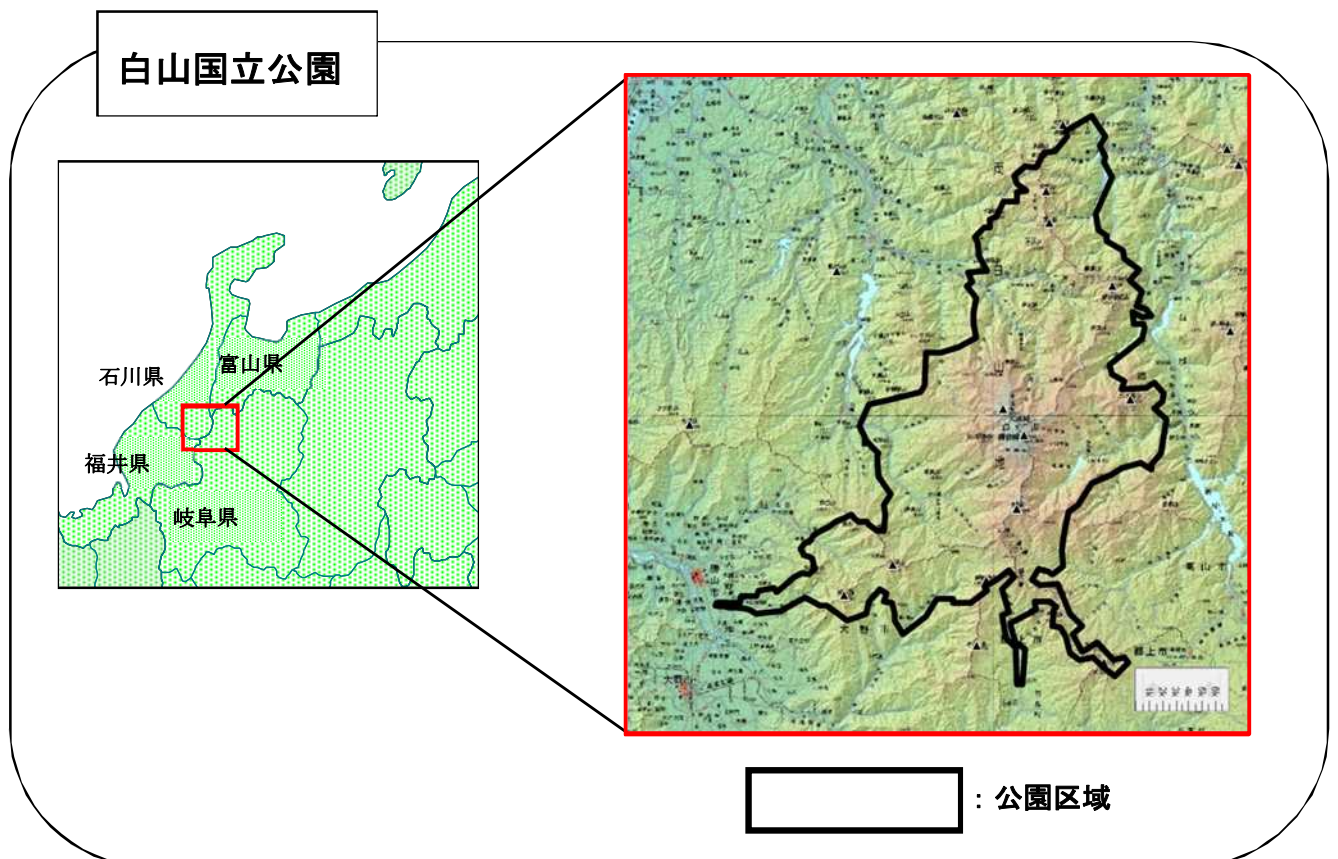
1 経緯

白山国立公園は、昭和37年11月12日に指定された。本公園は、地域を代表する植物が多く、高標高部には豊富な高山植物が見られる。白山における植物研究の歴史は古く、ハクサンフウロ、ハクサンイチゲ、ハクサンコザクラ、ハクサンチドリ、ハクサンシャクナゲなどのように白山にちなんだ名前の植物、希少種も多く、本公園の景観要素として非常に重要であるとともに、生物多様性保全上も重要である。

近年、登山者の増加等に伴い、人為によって意図的・非意図的に持ち込まれることにより、その自然分布域を超えて存在することとなった植物（以下、「外来植物」という。）の分布が拡大している。その結果、本来白山国立公園に自然分布域を有する植物（以下、「在来植物」という。）と外来植物との交雑、外来植物による在来植物の生育への影響が懸念されている。

このため、平成23年1月25日から平成27年3月31日を計画期間とする白山生態系維持回復事業計画を策定し、当該計画に基づき、分布調査や効果的な防除手法の検討等の外来植物対策を、専門家の助言を得て関係機関・団体が連携して実施してきた。その結果、一部地域では外来植物の生育量が大幅に減少したことが確認されたところであるが、未だ外来植物は広範囲に分布しており、引き続き対策を進める必要がある。

以上のことから、白山生態系維持回復事業計画を改めて策定し、地域の関係者と連携して外来植物の防除を推進することにより、外来植物による生態系への影響を低減し、本公園の有する原生的な生態系の維持又は回復を図るものである。



2 生態系維持回復事業計画の策定

①生態系維持回復事業計画の名称

白山国立公園 白山生態系維持回復事業計画

②生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、国土交通省、環境省

③生態系維持回復事業計画の計画期間

平成27年4月1日から事業目的を達成するまで

④生態系維持回復事業の目標

省略

⑤生態系維持回復事業を行う区域

白山国立公園全域

⑥生態系維持回復事業の内容

省略

⑦生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、白山生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照